

令和3年
3月号

事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0826 千葉県市川市市川真間5-7-4

mei_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-712-0466・FAX 047-712-0467



江戸川沿いの河津桜

令和3年3月の税務と提出期限

- ① 3月10日・・・令和3年2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
- ② 2月16日から4月15日・・・令和2年分 所得税・贈与税 確定申告
- ③ 3月31日・・・令和2年12月決算法人の確定申告期限（法人税・消費税・法人事業税等）
- ④ 法人税・消費税・源泉所得税の納付期限の延長手続き・・・新型コロナウイルス感染症の影響により、法人が期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、期限の延長が認められます。

今月の気になった記事

- ①**今年の確定申告、押印不要**・・・国税庁は、押印が必要な（1）実印の押印及び印鑑証明書を求める書類（2）相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割協議に関する書類以外は、押印を要しないとの方針が示された。
- ②**相続した土地、3年未登記で罰則へ**・・・所有者不明土地が全国で増えている問題を受け法制審議会は2月10日、相続と住所変更の登記の義務化を盛り込んだ改正案を法相に答申した。
- ③**国税庁納税アプリ導入へ**・・・国税庁は、スマートフォンの決済アプリで国が所管する税金を納付できるシステムを2022年1月より導入する方針を決めた。



1. 確定申告を行う必要がある方は？

所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要がある方は次のような方です。

①給与所得がある方

- 1) 給与の年間収入金額が 2,000 万円を超える方
- 2) 給与を 1 か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計額が 20 万円を超える方

（例）給与を 1 か所から受けていて公的年金等に係る収入金額が 80 万円

（65 歳以上の方（昭和 31 年 1 月 1 日以前に生まれた方）は、130 万円）を超える場合

- 3) 給与を 2 か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）との合計額が 20 万円を超える方。など

②公的年金等に係る雑所得のみの方

公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引いた結果、残額がある方は、確定申告が必要です。

ただし、公的年金等の収入金額が 400 万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません（年金所得者に係る確定申告不要制度）。

③個人事業主、不動産譲渡、不動産収入、株式譲渡（源泉徴収口座を使わず）収入のある方 他

※コロナ禍で国からの「持続化給付金を受け取った」という方も申告が必要となります。

2. 税制上の主な変更点

①給与所得控除等から基礎控除へ振替られました。

→給与所得控除及び公的年金控除が 10 万円引き下げられ、基礎控除額が 10 万円引き上げられました。

②給与所得控除額が改正されました。

→給与収入が 850 万円を超える給与収入の控除額が 195 万円に引き下げられました。

③公的年金控除額が改正されました。

→公的年金等収入が 1,000 万円を超える年金収入の控除額に上限が設けられました。

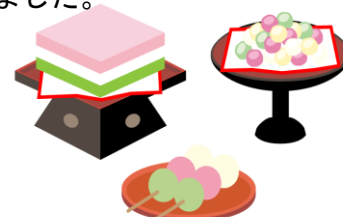
④基礎控除額が改正されました。

→基礎控除が 38 万円から 48 万円に引き上げられました。

⑤青色申告特別控除額が改正されました。（前月号にて既報）

⑥ひとり親に対する税制上の措置等がされました。

⑦チケット寄付税制の創設→新型コロナウイルスの影響によりイベント中止した主催者に対して入場料の払い戻しをしなかった場合その入場料について、寄附金控除（所得及び税額控除）の対象とされました。



誰も教えてくれない「ビジネスメール」に、型あり！注意！

1. 仕事のメールを受けた人の4割が、もやもやしている。その原因は？

ビジネスメール実態調査で不快に感じたことベスト5

- ①文章があいまい
- ②文章が失礼
- ③必要な情報が足りない
- ④メールが読みづらい
- ⑤文章が攻撃的

2. メールの基本を押さえれば、イラッとされない

メールの基本の型を覚えて礼儀を尽くそう

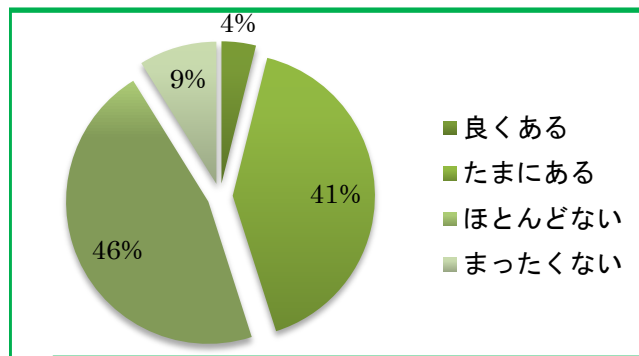
- ①宛名を正しく書く
- ②挨拶
- ③自己紹介
- ④要旨
- ⑤本文
- ⑥結びのあいさつ
- ⑦署名

3. ビジネスメールのお約束ごと

- ①1通のメールには、1用件が基本
- ②メール・電話・面会は、緊急度により判断する
- ③見ただけでわかる件名をつける
- ④ムダなやりとりをなくし効率的なメールを書く
- ⑤長い1行より、短い2行（1行は20～30文字が目安）
- ⑥メールの締めは発信した人が行う

4. ビジネスのお礼メール（ありがとうメール）をこまめに送れば、好感度アップに！

取引先への訪問や資料の送付、発注を受けた、手土産をもらった、飲み会、食事をごちそうになった、その都度、お礼のメールを送りましょう。翌日の午前中までに送るのがベストタイミング。



過去1年間に仕事でメールを受け取って不快に感じたことがありますか？

税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

1. 国家対IT企業—デジタル課税・増税にアマゾンが報復値上げ

スペインが巨大IT企業の利益に新たに課税を始めたことを受け、GAFAsのネット通販大手アマゾンがスペイン国内の業者に課す利用料を上げる方針のようだ。その税の名前は「デジタルサービス税」、「グーグル税」と呼ばれる。本来、企業は利益から税金を払っている。その上の新たな増税は反発が多い。

2. 自宅売却、購入後のリフォーム費用は、譲渡所得「取得費」になりますか？

譲渡所得の金額は、「収入金額—（取得費+譲渡費用）—特別控除額」です。この取得費に含まれるのは、売却した土地、建物の購入代金や建築代金、仲介手数料に加えリフォーム費用が含まれます。この場合の減価償却は、購入時の建物とは別計算することになりますので、注意が必要です。

3. 別荘とセカンドハウス、税金の違い

コロナ禍でセカンドハウスを購入した人も多いようで、その家がセカンドハウスの要件に該当すると不動産取得税の軽減措置の対象となります。その要件とは、「週末に居住するために郊外等に取得」または「遠距離通勤者が平日に居住するために 職場の近郊に取得」で、毎月1日以上居住の用に供するもの」かつ別荘でないもの。別荘とは、毎月1日以上居住の用に供するもので専ら保養のためのものと規定されている。

